

募集

住宅リフォーム補助金の事前受付を行います

▶申し込み・問い合わせ 建築課 ☎73-3044

〈対象となる工事〉

木 工 事	部屋の増減築、間仕切りの変更、床材・内壁材の変更など
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修など
サッシ工事	玄関建具取り替え、断熱サッシ工事、シャッター取り付けなど
建具工事	各種建具取り替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取り替え）など
内装工事	床・天井・壁のクロス貼り替えなど
外装工事	外壁の改修、張り替え、塗り替え、コーキング補修など
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗り替えなど
左官タイル工事	室内壁塗り替え、内外タイル貼り替え補修など
給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事など
エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス、バルコニーの設置、改修など
省エネ設備工事	住宅に組みこまれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備など）

市民の皆さんの居住環境の改善を図るため、住宅リフォームに対する補助金を交付します。

対象となる人
市内に住所を有し、市税を滞納していない人

対象となる住宅
対象者が現に住んでいる住宅

対象となる工事
・市内業者が行う工事で未着工のもの
・工事費用が30万円以上のもの
・交付決定後に工事を開始し、平成31年3月末日までに実績報告書の提出が完了できるもの

※市内業者とは、市内に本店を置く建築業などを営む法人、または住所を有する個人です。市内業者を介さない工事は対象となりません。

補助金額
工事に要した費用の20%
(上限20万円)

事前受付申込期限
8月31日(金) まで

注意事項
・申請時にすでに開始している工事は対象になりません。
・補助金は対象住宅、世帯に対して1回限りです。
・応募者多数の場合は抽選となります。

くらし

空き家管理のお手伝いをしてみませんか

▶申し込み・問い合わせ 建築課 ☎73-3044

空き家管理事業者の募集

近年、全国で空き家の増加による住環境の問題が増えています。空き家の管理はその所有者が実施することになっていきますが、近隣に住んでいない場合、その管理が滞りがちになってしまいます。また、長年三豊市を離れている人は土地勘がないため、大事な家の管理を誰に頼んだらよいか分からないうと困っています。

市では空き家所有者の管理を促進するため、市内の空き家を管理できる事業者を登録し、所有者へ紹介する制度を開始します。庭の草刈りや清掃、屋根の修繕など家の管理に必要な業務をしている人は、ぜひ登録してください。

空き家の管理とは
外観調査、庭などの除草、樹木の伐採、宅内清掃、宅内通風・通水、家屋修繕、その他空き家を適正に管理するために必要な業務または活動

登録できる事業者の要件
下記の要件を全て満たす事業者
①本市に本店、支店などの事業所を置いている法人、団体または個人
②右記空き家の管理のいずれかを行うことができること
③市税を滞納していないこと
④構成員に暴力団員がいないこと

事業者登録について
7月から登録事業者を募集しています。詳しくは、建築課にお問い合わせください。

登録事業者の紹介について

ホームページに登録名簿を掲載します。また、問い合わせに対しては、空き家所有者からの要望に応じ、管理事業の内容や営業区域から事業者を抽出し、紹介します。

自治会による
空き家の見守り活動への支援

自治会と空き家所有者の良好な関係を築くことにより、管理不全な空き家の発生を抑制することを目的に、自治会による空き家の調査や見守り活動に対して、交付金を交付します。自治会は定期的に空き家の見守りを実施するとともに、新たに発見した、または解体した空き家の情報を市へ報告してください。

見守り活動を実施しようとする自治会は、9月28日(金)までに建築課まで申請してください。

対象自治会
自治会内の空き家数が多い自治会の世帯数の5%以上かつ5棟以上

対象活動内容
空き家情報の市への報告、空き家の定期的な見守りの実施、年度末の活動報告書の提出

交付金額 1万円(年額)



くらし

道路上に張り出した樹木などの伐採をお願いします

▶問い合わせ 土木管理課 ☎73-3048

毎年8月は「道路ふれあい月間」です。道路を安全に利用していただくために、道路上に張り出している樹木などの伐採について、ご理解とご協力をお願いします。

次のような状況が見られる土地の所有者は、樹木などの剪定をお願いします。

- ・道路、歩道へ樹木などが張り出している
- ・枯れ木、折れ木などにより通行への障害がおきる恐れがある
- ・竹木などの繁茂による通行への障害がある

※道路や歩道に張り出している樹木または倒木などが原因で、歩行者や自動車などの事故が発生した場合は、樹木の所有者が責任を問われる場合があります。

※作業時は通行車両、歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止などに十分ご注意ください。

※緊急の場合は、道路通行の支障となる樹木や枝などを予告なく伐採・撤去することがあります。

募集

特定公共賃貸市営住宅の入居者を募集します

▶申し込み・問い合わせ 住宅課 ☎73-3045

次のとおり特定公共賃貸市営住宅の入居者を募集します。

募集団地
団地名 宮尾団地(財田町財田中) 構造 4LDK(耐震構造2階建) 戸数 1戸 使用料 48,000円(月額)

申し込みができる人

次の条件をすべて備えている人

- ・市内に住所または勤務場所を有する人
- ・同居の親族または同居しようとする親族がいる人(事実上婚姻関係にある人や婚約者を含む)
- ・現に住宅に困窮している人
- ・市町村税などを滞納していない人
- ・世帯の月額所得が15万8千円〜48万7千円の人
- ・申込者または同居親族が暴力団員でないこと

入居予定時期 9月中旬

入居決定方法
8月下旬に抽選により決定します。

申し込み方法
入居希望者は、8月1日(水)〜17日(金)の午前8時30分〜午後5時(土日、祝日を除く)までに必要書類を住宅課に提出してください。

必要書類
・申込書(住宅課にあります)
・入居予定者全員の住民票
・所得証明書および完納証明書(学生を除く15歳以上の人)
・個人番号届出書(任意)